

平成 30 年 4 月 6 日

保護者の皆様

神奈川県立磯子高等学校  
校長 久祢田 啓嗣

## 服装・所持品についてのお知らせ

陽春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のことと存じます。また、平素より本校の教育活動にご理解ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、すでにお知らせしているとおり、磯子高校では従来の教育課程・行事・授業・生徒指導などを見直し、「モラルあるよき市民」の育成への取り組みを実施いたしております。この取り組みは、学力の向上はもとより、自立できる生徒、公共心や社会性を身に付けた生徒を育成しようというものであり、その中で最も重要なものの一つとして、ルールやマナーを守ることがあげられます。特に、学校生活においてはそれにふさわしい心構えを持つことが大切であり、服装や身なりを整えることもその一つであると考え、裏面にありますような「服装・所持品についての規定」（生徒手帳より抜粋）を守るように指導を行っております。

つきましては、ご家庭でも本校の「服装・所持品についての規定」を今一度よくお読みいただき、服装や身なりを整えること、ルールを守ることにつきまして、よくお子様とお話し合ってくださいますようお願いいたします。また、お手数ではございますが、内容をご確認いただきましたら下の返信用紙を学級担任までご提出いただきますようお願いいたします。

..... キ リ ト リ .....

### 返信用紙

「服装・所持品についての規定」の指導方針について確認しました。

平成 30 年 月 日

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名 印

ご意見欄

提出期限 4月13日(金)

## 服装・所持品についての規定（生徒手帳より）

- (1) 登下校には、本校指定の制服を着用し、服装規定を守り、常に清潔を保ち、品位を失わないよう留意する。ピアス・イヤリング・指輪・ペンダント等、高校生としてふさわしくないアクセサリ類は身につけない。
- (2) 夏服期間（5月最初の月曜日から10月最後の金曜日）は、上着を着用しなくてもよい。
- (3) 体育授業は、本校指定の体育着を着用する。
- (4) 校内では、定められた履物を使用する。（体育館以外は、上履きをはく。）
- (5) 事情により所定の服装ができない場合は、あらかじめ届け出て、許可を受ける。
- (6) 靴、カバン、その他の持ち物については、高校生にふさわしい色や形のものを使用する。
- (7) セーター・カーディガン・ベストを着用してもよい。色は、白・紺・黒・ダーク（いずれも無地）系のもので襟はV型及び丸首とする。コートを着用する場合は、スクールコート・ダッフルコート・Pコート等とし、色は黒・紺・グレー・茶（いずれも無地）とする。
- (8) 頭髪は、常に清潔を保ち、変わったスタイルにしたり、変わった手入れ（染色・脱色・パーマ）をしたり、アクセサリをつけたりしない。